

仕様書（医療用ガスの購入）

1 調達物品

- ・ 医療用液体酸素（ローリー）
- ・ 日本薬局方酸素 1,500 ℓ、500 ℓ※1、210 ℓ※2、150 ℓ
- ・ 日本薬局方亜酸化窒素 30 kg
- ・ 日本薬局方二酸化炭素 2.2 kg
- ・ 日本薬局方窒素※3 7,000 ℓ、1,500 ℓ
- ・ 窒素ガス 1,500 ℓ
- ・ 炭酸ガス 30 kg、7 kg
- ・ 空気ガス 1,500 ℓ
- ・ 滅菌ガス 30 kg（EO 20%+CO₂）
- ・ 液体窒素（ビドン）

※1 500 ℓ容器は、開閉表示バルブ付容器（容器重量概ね4Kg程度）とし、使用するバルブはバルブを開けた際に急激にガスが流れにくい構造かつ低トルク操作が可能であること。（株式会社ネリキ製・G-37 ソフトバルブ使用）また、現場の要望に応じて「医療用酸素圧力・流量調整器内蔵医療用アウトレット付アルミ容器（運搬用ハンドル及びベッドフック付であり、かつ流量設定ダイヤルの最大流量が15L/分であること）」を納入すること。

※2 210 ℓ容器は、アルミ容器とする。

※3 日本薬局方窒素に使用する容器は、ヨークバルブ付容器とする。

2 納入場所 神奈川県立こども医療センター

3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 予定数量 （別紙）年間予定数量内訳書のとおり

5 納入品目に関して

- （1） 酸素ガスは日本薬局方で定める純度以上であり、治療／測定／検査等に対し、充分に対応出来るものであること。
- （2） 酸素ガスの充填を行う工場は医療用酸素製造事業所として承認され、医薬品医療機器等法に求められるGMPに準拠した製造手順がなされており、充填作業を行う施設内がISO規格クラス7の清浄度を満たしていること。また、ボンベは充填前に必ず洗浄または消毒を行い、真空引き、ガス洗浄を行った上で充填すること。酸素ガス充填後はバルブの口金にキャップを取付け、封かんして納入すること。
- （3） 窒素ガス 7,000 ℓは日本薬局方で定められた純度以上のものとする。
- （4） 亜酸化窒素は日本薬局方で定められた純度以上のものとする。
- （5） 炭酸ガス（二酸化炭素）2.2kgは日本薬局方で定められた純度以上のものとする。

6 納入の方法等

- (1) 受注者は発注を受けた物品を、指定された日時／場所／数量で発注者立会いのもと迅速に納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には即時に納入するものとする。
- (2) 受注者は医療用液体酸素を CE タンクに充填し、納入後は中央監視室に納品書を提出すること。
- (3) 受注者は当センターとの契約後、CE タンク（2 基）内の残量を遠隔監視できる体制を整えること。遠隔監視システムの仕様は任意だが、電話回線の開設及び回線利用に係る費用等に関しては、全て受注者側の負担とする。また、無線使用による遠隔監視も電波干渉等の問題がなければ可能とする。また、医療用液体酸素を充填する CE タンクに関しては、納入及び当センター内への供給に問題がないように、霜取りを適宜行うこと。
- (4) 受注者は院内業務に支障が出ないように、別紙予定数量内訳書に記載の調達物品の納入を十分に行うことのできる社内体制を初回の納品作業を実施するまでに構築すること。
- (5) 契約満了時において、容器内にガスが残存している場合は、ガスを使い切るまでの間、引き続き無償貸与すること（ただし契約満了日の翌日から 6 ヶ月間を限度とする）。
- (6) 契約満了後においても、使い切った容器のうち、受注者の容器があった場合は、当センターからの連絡の都度、速やかに容器を回収すること。
- (7) 受注者は、契約期間中に新たな他の受注者が決定した場合、その新たな他の受注者に対して、当センター主導のもと引継ぎを行い、業務の円滑な遂行を継続的に維持するよう万全を期すものとする。
- (8) 院内で使用する日本薬局方酸素 500 ℓは、当センターが指定した各階納品場所に納入すること。
- (9) 納品終了後は容器置場内に返却された使用済み容器の回収を行うこと。
- (10) 受注者は高圧ガス法令に適合した車輛を使用し物品を納入するものとし、その乗務員は有効な「高圧ガス配送員証」を所持していること。また、その他納入に当たっては関連法規を遵守して行うものとする。
- (11) 受注者は液体酸素以外の物品に関しては自社の車輛にて納入するものとする。（代行納入は不可とする。）また、その車輛は積載する容器が、雨風の影響を受けにくいバンボディ（箱型）であること。
- (12) 受注者は納入時において医療ガス受入設備の運転状況を点検し、漏れ等異常の無いことを確認し、火災・その他の事故防止について十分な注意を払うものとする。また、建物・設備機器等に損傷を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (13) 受注者は本業務の重要性を十分に認識し高圧ガス法令を厳守すること。

<別紙>年間予定数量内訳書

No.	品名	規格	予定数量
1	医療用液体酸素	1L	84,000 L
2	医療用酸素ガス	150L	20 本
3	医療用酸素ガス	210L	380 本
4	医療用酸素ガス	500L	600 本
5	医療用酸素ガス(一体型容器)	500L	120 本
6	医療用酸素ガス	1500L	15 本
7	医療用笑気ガス	30Kg	4 本
8	医療用炭酸ガス	2.2Kg	25 本
9	医療用窒素ガス	1500L	1 本
10	医療用窒素ガス	7000L	20 本
11	窒素ガス	1500L	5 本
12	炭酸ガス	7Kg	10 本
13	炭酸ガス	30Kg	10 本
14	空気ガス	1500L	3 本
15	滅菌ガス(EO 20%+CO2)	30Kg	30 本
16	液体窒素	1L	11,000 L